

【国の基準による訪問型サービス】

訪問型サービス(みなし)サービスコード表

狭山市

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,172	1月につき
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	39	1日につき
A1	2114	訪問型サービスⅠ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,342	1月につき
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77	1日につき
A1	2214	訪問型サービスⅡ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,715単位	3,715	1月につき
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 122単位	122	1日につき
A1	2324	訪問型サービスⅢ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 267単位	267	1回につき
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A1	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅴ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 271単位	271	1回につき
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A1	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅵ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回を超える程度) 286単位	286	1回につき
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A1	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費(みなし)(短時間サービス) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 166単位 ※1月につき22回まで	166	1回につき
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	1月につき

【国の基準による訪問型サービス】

訪問型サービス(みなし)サービスコード表

狭山市

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A1	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		
A1	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		
A1	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		